

2016年3月吉日

お客様 各位

東京国際エアカーゴターミナル株式会社

(輸入貨物取扱)貨物取扱依頼書変更の御案内

平素より弊社業務に対し、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

以下の通り、弊社輸入貨物取扱に掛かる「貨物取扱依頼書」につき変更させていただきます。

サービス品質の維持・向上に一層努力する所存でございますので、皆様の御理解、御協力の程宜しくお願い致します。

記

1. 概要

輸入貨物取扱に掛かる「貨物取扱依頼書」内容を変更。

2. 適用開始日

2016年4月1日(金) AM00:00より

3. 変更点

遅延やSPRITが発生した場合、後日到着の貨物に取扱方法に変更がある場合があり、その運用や課金方法を統一する為に変更。

- 「7. 当依頼書に記載頂いた到着便にて貨物が到着しなかった場合、後日フライトで到着した同一AWB貨物へ当指示内容を適用する」を追加。
- 上記、追記に伴い、後日フライトにおける確認期間を設定。(予定日+翌日の2日間)
- 未記入の場合は、[NO]とみなします。

4. 提出先(※現在と変更は御座いません)

輸入業務課(TIACT 輸入上屋 航空会社事務業務担当)

TEL:03-5757-7596 FAX:03-5757-7605

【お問合せ】

御不明な点につきましては、下記まで御遠慮なくお問合せ下さい。

TIACT 事業部 貨物事業課

電話番号:03-5757-7558 FAX 番号:03-5757-7578

以上

